

Kiwi-W コンソーシアム会員規約

第1章 総 則

(会名)

第1条 本会の名称は **Kiwi-W** コンソーシアムとする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を第28条規定の事務局内に置く。

(目的)

第3条 本会は、ナビゲーションシステムや走行支援システム等において、普遍性があり且つ将来の発展に対応できるメディアのインターオペラビリティの実現を目的とする。

このために必要な諸事項につき討議・検討し取りまとめを行うと共に、その実用化を支援し、また、このために会員相互の理解を深め、情報の交換を活発に行う。

(事業)

第4条 本会は第3条に定める目的達成のために次の事業を行う。

- 1) **Kiwi-W** 検討委員会で制定したフォーマット、運用規定の作成、変更。
- 2) フォーマット及び運用規定の普及活動。
- 3) フォーマット及び運用規定の遵守状況の把握と会員各社への連絡、調整。
- 4) **Web** サーバー等の電子媒体による情報提供。
- 5) メディアのフォーマットに関する調査研究。
- 6) 国際標準化活動等への支援
- 7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(会員資格)

第5条 本会の会員有資格者は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、特に幹事会の承認を得た場合はこの限りではない。なお、本会則では、次の各号の会員を総称して会員という。

1) 一般会員：

Kiwi-W コンソーシアムの趣旨に賛同する法人または法人内の各部門

2) アカデミック会員

Kiwi-W コンソーシアムの主旨に賛同し、研究目的で参加する、本会の会員からの推薦があった大学等の学校法人・財団法人。

(入会)

第6条 本会に加入しようとする者は、本会の規則に基づき事務局に加入を申し込み、幹事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、本会の運営及び活動の実施に要する経費を負担するため、総会の定めるところにより会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は退会しようとするとき事前にその旨を書面をもって会長に届け出なければならない。

2 会員が解散又は破産したときは、退会したものとみなす。但し、会員が吸収、合併等による事由で解散する場合においては、会員が望む場合、その権利及び義務は、新法人に移管される。

(除名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事会において幹事現在数の3分の2以上の議決を得て、これを除名できる。

- 1) 会費を納入せず督促後2ヶ月以上納入しないとき
- 2) 本会の名誉を棄損又は本会の目的の著しく反する行為をしたとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第8条又は第9条の規定によりその資格を喪失した場合は、本会に関する権利を失い、義務を免れる。但し、守秘に関する義務および不履行の義務に関しては、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金及び物品は一切返還しない。

(会員の通知)

第11条 事務局は、本会の新規加入会社名及び退会会社名を定期的に会員に通知するものとする。

第3章 役員

(種別)

第12条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会長
- 2) 幹事
- 3) 監事

(選任)

第13条 会長、幹事、監事は総会において、会員の内から選任する。

(任期)

第14条 会長、幹事、監事の任期は2年とする。但し、再選は妨げない。

2 補欠または増員により選任された会長、幹事、監事の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

3 会長及び幹事、監事は辞任しまたは任期満了となった場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わねばならない。

(職務)

第15条 幹事は幹事会を構成し、会務の執行、立案を行う。

2 会長は本会を代表するとともに、本会の会務を統括する。

3 監事は監査の職務を行う。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合は、幹事会において幹事現在数の3分の2以上の議決を得て、当該幹事を解任することができる。

- 1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき
- 2) 職務上の義務違反その他の幹事たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第17条 役員は無報酬とする。

- 2 常勤役員については、幹事会の承認をえて報酬を支給することができる。

第4章 会 議

(総会)

第18条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は本会則に別に定める事項のほか次の事項を議決する。

- 1) 本会則の変更
- 2) 本会の解散
- 3) 事業計画及び収支予算
- 4) 事業報告及び収支決算
- 5) 会長及び幹事、監事の選出及び解任
- 6) その他、幹事会が必要と認めた本会の運営に関する重要事項

3 総会の種類は年次総会及び臨時総会とし、年次総会は本会の毎会計年度終了後遅滞なく、又臨時総会は必要に応じて、それぞれ幹事会の決議により開催する。

4 総会は会長が招集し、会長が議長を務める。総会を招集する場合は、少なくとも会日の2週間前までに開催の日時、場所及び付議事項を記載した書面または電子メールで会員に通知しなければならない。

5 総会は会員現在数の過半数以上の出席で成立し、その議事は出席会員の過半数で決するものとする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面または電子メールをもって評決権を行使することができる。

(幹事会)

第19条 幹事会は幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は本会則に別に定める事項のほか次の事項を議決する。

- 1) 総会の付議事項
- 2) 総会の議決した事項の執行に関すること
- 3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 幹事会は会長または幹事が必要と認めた時、又は幹事現在数の過半数以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

4 幹事会は会長が招集し、会長又は幹事が議長を務める。なお幹事会を招集する場合は、少なくとも会日の1週間前までに開催の日時、場所及び付議事項を記載した書面または電子メールで幹事に通知しなければならない。但し、会長または幹事が緊急に幹事会を開催する必要があると認めたときはこの限りではない。また、活動の内容に応じ、幹事以外の会員を含めた拡大幹事会を開催することができる。

5 幹事会は会長及び幹事現在数の過半数以上の出席で成立し、その議事は出席した会長及び幹事の過半数で決するものとする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 幹事会に出席できない幹事は、予め通知された事項について書面または電子メールをもって評決権を行使することができる。

第5章 会 計

(事業計画及び収支予算書)

第20条 本会の事業計画及び収支予算書は、会長が作成し幹事会の承認を得なければならない。

(事業報告書及び収支決算書)

第21条 本会の事業報告書及び収支決算書は、会長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経て、幹事会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第22条 本会は、業務遂行上必要がある場合は、幹事会の議決をえて特別会計を設けることができる

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第24条 この規約は、総会において、出席会員の4分の3以上の議決を得た場合、変更できる。

(解散)

第25条 本会は、第3条に示した本会の目的を果たしたとき、総会において出席会員の4分の3以上の議決をえて解散する。

(残余財産の処分)

第26条 本会の解散の場合、残余財産は第25条に示した手続きの後、本会与類似の目的を持つ他の法人または団体に寄付するものとする。

第7章 補 則

(会員の権利及び義務)

第27条 会員はナビゲーションシステムに関する調査研究その他本会の行う事業活動に参加することが出来る。

2 会員は別に定める「Kiwi-W コンソーシアムフォーマット及び運用規定の使用に関する規定書」に従って、ナビゲーション用データのディスク収納フォーマット及び運用規定を使用することが出来る。

3 会員は、総会または幹事会で定められた会の活動に積極的に協力しなければならない。

4 会員は、幹事会の承認を得た上で、事業活動上で得た知見や技術を学会等において発表することができるものとする。

(事務局)

第28条 本会の事務を処理する為、事務局を設置し、「Kiwi-W コンソーシアム事務局」とし、会員会社内に設置してこれに当たる。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 事務局は、幹事会の議決を経て所要の事務局員を置くことができる。

4 事務局長は、幹事会の同意を経て会長が委嘱する。

- 5 事務局長は、あらかじめ会長が幹事会の議決を得て、定められた範囲内において本会の対外的代理行為を行うことができる。
- 6 事務局長は、会長の指示を受け、本会の資産の管理を代行することができる。
- 7 その他、事務局及び事務局員に関する必要な事項は、会長が幹事会の議決を得て、別に定める。

(実施細則)

第29条 この規約の実施に関して必要な事項は、幹事会の議決を得て、別に定める。

(施行)

第30条 本会則は、平成13年4月1日より実施するものとする。

Kiwi-W コンソーシアム会費規定

本会は、会則第7条の規定に基づき会員の会費規定を次のように定める。

(会費)

第1条 本会の年会費は次の通りとする。

幹事会社：フォーマット、運用規定の検討、本会の運営に参加する法人及び団体

年会費 60万円 または、等価の U.S.ドル

一般会員：その他の法人及び団体

年会費 30万円 または、等価の U.S.ドル

アカデミック会員：大学等の学校法人・財団法人

年会費 無料

2 本会は必要に応じて幹事会の決議により臨時会費を徴集することがある。

(会費の納入)

第2条 年会費の納入は年1回とし、毎年度5月末日までに全額納入しなければならない。

2 年会費の納入について、会員の申し出により分割による納入も認めるものとする。年会費を分割して納入する場合は、年度開始4月から9月までを前期分、10月から翌年3月までを後期分とし、前期分は5月末日まで、後期分は11月末日までに年会費の半額を納入するものとする。

3 本会は既納の会費をいかなる事由があっても返還しないものとする。

会員規則改定履歴

改訂年月日	変更箇所	変更内容
2005年4月12日	会員規約（目的）第3条	活動目的について修正 (旧) 本会は、CDやDVD等のディスクを利用するナビゲーションシステムを普遍性があり、且つ将来の発展に対応出来るよう速やかに完成するために、ディスクのインターオペラビリティの実現を目的とする。 (新) 本会は、ナビゲーションシステムや走行支援システム等において、普遍性があり且つ将来の発展に対応できるメディアのインターオペラビリティの実現を目的とする。
2005年4月12日	会員規約（事業）第4条	事業内容を追加 ・国際標準化活動等への支援
2007年4月12日	会員規約（会員資格）第5条	アカデミック会員に関する記述を追加 (旧) 本会の会員有資格者は、Kiwi-W コンソーシアムの趣旨に賛同する法人または法人内の各部門とする。ただし、特に幹事会の承認を得た場合はこの限りではない。 (新) 本会の会員有資格者は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、特に幹事会の承認を得た場合はこの限りではない。なお、本会則では、次の各号の会員を総称して会員という。 1) 一般会員： Kiwi-W コンソーシアムの趣旨に賛同する法人または法人内の各部門 2) アカデミック会員 Kiwi-W コンソーシアムの主旨に賛同し、研究目的で参加する、本会の会員からの推薦があった大学等の学校法人・財団法人。
2007年4月12日	会員規約（会員の権利及び義務）第27条	会員の権利及び義務を追加 ・会員は、幹事会の承認を得た上で、事業活動上で得た知見や技術を学会等において発表することができるものとする。
2007年4月12日	会費規定（会費）第1条	アカデミック会員に関する規定を追加 ・アカデミック会員：大学等の学校法人・財団法人 年会費 無料（別途、徴収の指示があった際は速やかに履行する）
2012年4月26日	会費規定（会費）第1条	年会費の変更 (旧) 幹事会社：フォーマット、運用規定の検討、本会の運営に参加する法人及び団体 年会費 90万円 または、\$ 8,000 一般会員：その他の法人及び団体 年会費 45万円 または、\$ 4,000 (新) 幹事会社：フォーマット、運用規定の検討、本会の運営に参加する法人及び団体 年会費 90万円 または、等価のU.S.ドル 一般会員：その他の法人及び団体 年会費 45万円 または、等価のU.S.ドル
2016年6月30日	(全体)	誤記の修正、号番号の修正
2016年6月30日	会費規定（会費）第1条	年会費の変更 (旧) 幹事会社：フォーマット、運用規定の検討、本会の運営に参加する法人及び団体 年会費 90万円 または、等価のU.S.ドル 一般会員：その他の法人及び団体 年会費 45万円 または、等価のU.S.ドル (新) 幹事会社：フォーマット、運用規定の検討、本会の運営に参加する法人及び団体 年会費 60万円 または、等価のU.S.ドル 一般会員：その他の法人及び団体 年会費 30万円 または、等価のU.S.ドル